

令和5年度 地域再生マネージャー事業 主な変更点

財団内の事業を再編し、「地域再生マネージャー事業」として大きくくり
することで、自治体にとってより活用しやすい支援制度となりました。

(※別紙「地域再生マネージャー事業と」「まちなか再生支援事業」に再編について、を参照)

各事業の内容についても変更をさせていただきました。

主な変更点は、下記のとおりです。

記

○事業名の変更

旧事業名	{	①	地域再生マネージャー事業	(外部専門家派遣)
		②	〃	(外部専門家活用助成)
		③	まちなか再生支援事業	
新事業名	{	①	地域再生マネージャー事業	(外部専門家短期派遣事業)
		②	〃	(ふるさと再生事業)
		③	〃	(まちなか再生事業)

○各事業内容の主な変更点

①外部専門家短期派遣事業

・外部専門家の選定方法の変更

従来は申請内容に応じて短期派遣する外部専門家(地域再生マネージャー)を財団が
選定していたものを、申請元が地域再生マネージャーリスト(財団ホームページ参照)
より希望の人物を指定し、財団が希望に応じ選定する方法に変更しました。

②ふるさと再生事業

実施内容に大きな変更はありません。

③まちなか再生事業

・助成対象団体の変更

単独市町村による申請に限定していたものを、複数の市町村が広域連携した場合(広
域連合等地方自治法に基づく団体が実施する場合も可)でも申請できるよう変更しまし
た。広域連携による申請の場合は、上限1,000万円までの助成を受けることが可能
です。

・「外部専門家短期派遣事業」からのステップアップ

従来は「外部専門家短期派遣事業」を実施した後「ふるさと再生事業」へステップア
ップするルートがありましたが、事業再編により、「まちなか再生事業」にステップア
ップするルートを新設いたしました。

○申請書類提出先の変更

事業実施にかかる申請書等について、従来は都道府県を經由したのち財団へ提出
することとしていましたが、財団に直接提出するものとさせていただきます。

提出は、原本1部を財団に郵送及び写しを都道府県に郵送をお願いします。

以上